

各 検 疫 所 長 殿

医薬食品局食品全部監視安全課長
(公 印 省 略)

米国から輸入される牛肉等の取扱いについて

標記については、「米国から輸入される牛肉等の取扱いについて」（平成19年6月13日付け食安監発第0613001号医薬食品局食品全部監視安全課長通知）により取扱っているところです。

米国産牛肉等の現場検査については、同通知の記の4の（1）により、牛肉については、施設を3つに区分し実施してきたところですが、その後の輸入状況に鑑み、今般、区分4を新設することとし、同通知の記の4の（1）を下記のとおりとすることとしたので、御了知の上、対応方よろしく申し上げます。

記

4 現場検査

（1）次表に基づき、施設の区分に応じて、別添2に掲げる開梱数により検査を実施すること。なお、次表に掲げる各区分に該当する対日輸出施設については、別途連絡する。

対象	施設名	検査頻度	開梱数（別添2）
牛肉（横隔膜を含む）	区分1	全件	（2）
	区分2	全件	（1）
	区分3	10件につき1件	（1）
	区分4	通常の検査体制	
内臓	全施設	全件	（2）

区分1：輸入実績が10トン未満又は届出件数が5件未満の施設

区分2：輸入実績が10トン以上、100トン未満かつ届出件数が5件以上の施設

区分3：輸入実績が100トン以上の施設

区分4：輸入実績が1,000トン以上の施設

注）当該施設からの対日輸出品（内臓を含む）から不適格品が発見された場合には、その時点で輸入実績を0とする。